

ひとり親の皆さまへ

就労等で返還免除となる 家賃の貸付制度があります

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付のごあんない

対象となる方

（1と2両方を満たす方）

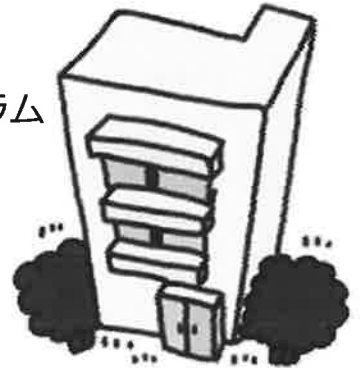
- 1 静岡県内にお住まいの児童扶養手当を受給している方
●児童扶養手当受給者と同等の所得水準の方も含まれます。
- 2 母子・父子自立支援プログラム策定事業に基づくプログラムの策定を受けている方

貸付の内容

【貸付額】 入居している住宅の家賃実費（月額上限4万円）

【貸付期間】 12か月まで

【利息】 無利子



返還免除の要件

自立支援プログラムに沿った就職・転職などの活動の結果、プログラムの目標を達成できた場合は、**1年の就労継続後**に、返還が一括で免除となります。

貸付の流れ

① お電話で連絡



まず、社会福祉協議会にお電話ください。事前に準備いただくものをご説明し、資料をお送りします。自立支援プログラム策定を受けていただいた後に、申請ができます。

② 申請、貸付開始



申請手続き終了後、借入書を提出いただけます。最大12か月の貸付が可能です。

③ 就職・転職など



プログラムに沿って、貸付開始から1年以内の就職・転職などに向けて活動していただけます。

※1年を過ぎた場合は、返還が必要となる場合がありますので、その都度ご相談ください。

④ 1年の就労継続後、返還免除



プログラムの目標達成後、就労を1年継続した際には、返還が一括免除となります。

※就労や求職活動を1年継続できなかった場合は、返還が必要となる場合がありますので、その都度ご相談ください。

お申し込み・お問い合わせ

静岡県社会福祉協議会 TEL 054(254)5244

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館

